

## 質問回答書

みなとパーク芝浦コンビニエンスストア運営候補者選考				
No.	募集要項	質問	回答	追加資料
1	2 ページ 2 店舗の概要	店舗概要の中に、商品納品車両について記載がございませんでした。地下駐車場若しくは地上に納品車両用スペース等はございますでしょうか？	商品搬出入用の車両については、地下駐車場もしくは地上1階のスペースを使用していただきます。具体的な商品の搬出入場所や方法については、募集要項の11ページ、(15)商品の搬出入についてに記載があるように、運営候補者決定後の区との協議の中で決定いたします。	
2	3 ページ (2) 使用許可期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで *使用許可満了に当たり、店舗運営が良好であると認められる場合は、最大で令和16年3月31日までとありますが、原初から10年間の使用許可を頂くご相談は出来ますでしょうか？	区の規定上、売店に対する行政財産使用許可期間は最大で5年となっております。当初から10年間の使用許可を認めることはできません。	
3	4 ページ (3) 経費負担	説明会では参考額をご提示頂き、今回の使用料は再算定をするとご説明を頂きました。概ねいつ頃に算定完了、ご提示頂けますでしょうか？	使用料算定の確定は募集要項に記載されている通り、令和6年3月の行政財産使用許可時となります。 なお、概算の使用料は令和5年12月頃に提示できる見込みです。	
4	6 ページ (8)原状回復及び返還	使用許可期間が満了となった場合、使用財産を原状に回復し、退去しなければならなくなっております。現在入居テナントの設備等で、再利用が可能なものがある場合、現テナントの了承の上、残置頂く事は可能でしょうか？	現事業者と新事業候補者との協議により、現店舗の設備や機器を存置し、新店舗で活用していただくことも可能です。存置する場合は、決定事項について区への情報提供をお願いします。	
5	9 ページ (6) 販売品目	募集要項に推奨先のリンクを掲載していただいておりますが大半が飲食店でした。 区の名産品及び区内障害者授産施設製品につきまして、販売を推奨している商品をリスト等で頂くことは可能でしょうか。また、区の名産品の取扱事業者をご紹介頂けますでしょうか。	区の名産品や区内障害者授産施設製品をリスト化したものはありませんが、区広報誌で、区内で販売しているおすすめ商品を紹介していますので、参考にしてください。 ( <a href="https://www.city.minato.tokyo.jp/cp/about.html">https://www.city.minato.tokyo.jp/cp/about.html</a> ) また、区内障害者授産施設製品(焼き菓子等)の販売窓口として、港区福祉売店「はなみずき」がありますので、参考にしてください。(http://minato-jigyodan.org/cat07/index.html)	
6	12ページ (19) 張り紙、看板等の表示・掲出	区が許可した場所以外の掲出は認めない事となっておりますが、現テナントが看板、ステッカー類を掲出している箇所以外への掲出は可能でしょうか？可能な場合、掲出可能な範囲をご教授願います。	現店舗が掲出している場所以外でも、看板等の掲出は可能です。基本的には、施設利用者や館内他施設に影響を及ぼさない範囲であれば、掲出を認める方向ですが、具体的な設置位置等については、協議の上決定します。	
7	16ページ (4) 応募書類の提出 【1】ア提出書類	提出書類の副本に関しまして、全ての提出書類に対し、会社名のマスキングが必要でしょうか。(印鑑登録証明書や直近3か年分の決算書等)	副本については、すべてのページ(表紙を含む。)に事業者名(協力事業者名を含む。)を特定できる部分(社名、マーク等)をマスキング(黒塗り)の上、提出してください。	